

原料費調整制度に基づく令和8年9月検針分のガス料金について

令和 8年 9月
魚沼市ガス水道局

魚沼市のガス料金は、「原料費調整制度」に基づいて、調整単位料金（使用料金）を調整させていただいております。9月検針分の原料費調整額は、令和8年4月～令和8年6月の輸入ガス平均原料価格に基づいた金額から政府支援（電気・ガス料金負担軽減支援事業）を踏まえた値引きにより、26.46円となります。

【 ガス料金 = 基本料金 + （ 基準単位料金 ± 原料費調整額 - 値引き単価18円 ） × 使用量 】

各月検針分に適用する調整額につきましては、各月検針時の「使用量のお知らせ」にも表示しております。

1. 令和8年9月検針分 ガス料金（一般契約）

各月の使用量に応じてA～Cの各料金が適用されます。

区 分	1カ月の使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金（税込）		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0 m ³ ～25 m ³	550.00 円	117.26 円	26.46 円	143.72 円
料金表 B	25 m ³ 超～250 m ³	605.00 円	115.06 円		141.52 円
料金表 C	250 m ³ 超～	1,155.00 円	112.86 円		139.32 円

※ 一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に基準単位料金に対して1 m³当たり26.46円（税込）加算して調整いたします。

2. 標準家庭における9月検針分（令和8年10月請求分）

一般契約で1か月のご使用量が42 m ³ の場合（消費税込）	令和8年9月検針調整額適用料金
	6,548 円

3. 直近1年間の輸入ガス平均原料価格と原料費調整額等の推移

検針月	対象期間	平均原料 価格 (円/t)	対象期間最 終月単月原 料価格(円 /t)	原料価格 変動額(円)	原料費調 整額(円)	調整単位料金(円)		
						0 m ³ ～25 m ³	25 m ³ 超～ 250 m ³	250 m ³ 超～
令和8年9月 (消費税率10%)	令和8年4月～ 令和8年6月	93,150	92,103	52,500	26.46	143.72	141.52	139.32
令和8年8月 (消費税率10%)	令和8年3月～ 令和8年5月	91,540	98,979	50,900	29.11	146.37	144.17	141.97
令和8年7月 (消費税率10%)	令和8年2月～ 令和8年4月	87,440	88,883	46,800	39.63	156.89	154.69	152.49
令和8年6月 (消費税率10%)	令和8年1月～ 令和8年3月	87,000	88,092	46,400	39.30	156.56	154.36	152.16
令和8年5月 (消費税率10%)	令和7年12月～ 令和8年2月	86,240	85,391	45,600	38.62	155.88	153.68	151.48
令和8年4月 (消費税率10%)	令和7年11月～ 令和8年1月	85,940	87,482	45,300	32.36	149.62	147.42	145.22
令和8年3月 (消費税率10%)	令和7年10月～ 令和7年12月	83,930	85,779	43,300	18.67	135.93	133.73	131.53
令和8年2月 (消費税率10%)	令和7年9月～ 令和7年11月	82,650	84,135	42,000	17.57	134.83	132.63	130.43
令和8年1月 (消費税率10%)	令和7年8月～ 令和7年10月	82,880	81,702	42,300	35.82	153.08	150.88	148.68
令和7年12月 (消費税率10%)	令和7年7月～ 令和7年9月	84,050	82,426	43,400	36.75	154.01	151.81	149.61
令和7年11月 (消費税率10%)	令和7年6月～ 令和7年8月	85,020	84,655	44,400	37.60	154.86	152.66	150.46
令和7年10月 (消費税率10%)	令和7年5月～ 令和7年7月	85,670	85,053	45,100	30.19	147.45	145.25	143.05
令和7年9月 (消費税率10%)	令和7年4月～ 令和7年6月	86,950	85,475	46,300	29.21	146.47	144.27	142.07

■ 原料費調整額の算定

魚沼市ガス供給条例第 23 条の 2 平均原料価格が基準平均原料価格以上のときの算式による

$$\begin{aligned}\text{・原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 93,150 \text{ 円} - 40,560 \text{ 円} = 52,590 \text{ 円} \div 52,500 \text{ 円} \\ &\quad \text{(毎月固定)} \quad \text{(100円未満切り捨て)}\end{aligned}$$

以下、一般契約の料金表 B で計算

$$\begin{aligned}\text{・調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 115.06 \text{ 円} + 0.077 \text{円} \times 52,500 \text{ 円/t} \div 100 \text{円} \times (1 + 0.10) \\ &\quad \text{(毎月固定)} \\ &= 159.52 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{・原料費調整額} &= \text{調整単位料金} - \text{基準単位料金} \\ &= 159.52 \text{ 円} - 115.06 \text{ 円} \\ &= 44.46 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{・値引き後の原料費調整額} &= \text{原料費調整額} - \text{値引き単価} \\ &= 44.46 \text{ 円} - 18.00 \text{ 円} \\ &= 26.46 \text{ 円}\end{aligned}$$

※電気・ガス料金負担軽減支援事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)